

# 要介護認定に係る集計結果について(概要)

# 目次

1. 集計の方法等について	2
2. 判定結果の要介護度区分の比較	
一次判定結果の要介護度区分の比較(全体)	4
二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)	5
二次判定での一次判定結果の変更割合の比較(全体)	6
更新申請者における一次判定結果の更新前一次判定結果との比較(全体)	7
更新申請者における二次判定結果の更新前二次判定結果との比較(全体)	8
認知症高齢者自立度の分類でみた更新申請者における二次判定結果の更新前二次判定結果との比較	9
3. 平成21年4月から9月に申請し、非該当とされた者で、その後10月以降に再申請を行った者の集計結果	
前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較	11
4. 平成21年4月から9月に申請した者で、その後10月以降に区分変更申請を行った者の集計結果	
前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較	13
今回の判定結果と前回の判定結果(平成21年4月～9月)との比較	14
5. 二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)(研修実施状況調査の結果をふまえた集計)	
二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)(研修実施状況調査の結果をふまえた集計)	16

# 集計の方法等について

- 平成21年の10・11月申請分については、全国の保険者である自治体から「10月に申請を行い10・11月に審査判定を行った」及び「11月に申請を行い11月に審査判定を行った」要介護認定申請者のうち、厚生労働省に認定支援ネットワークを通じて12月4日までに報告のあった申請者の情報について集計を行った。

平成21年10・11月申請者

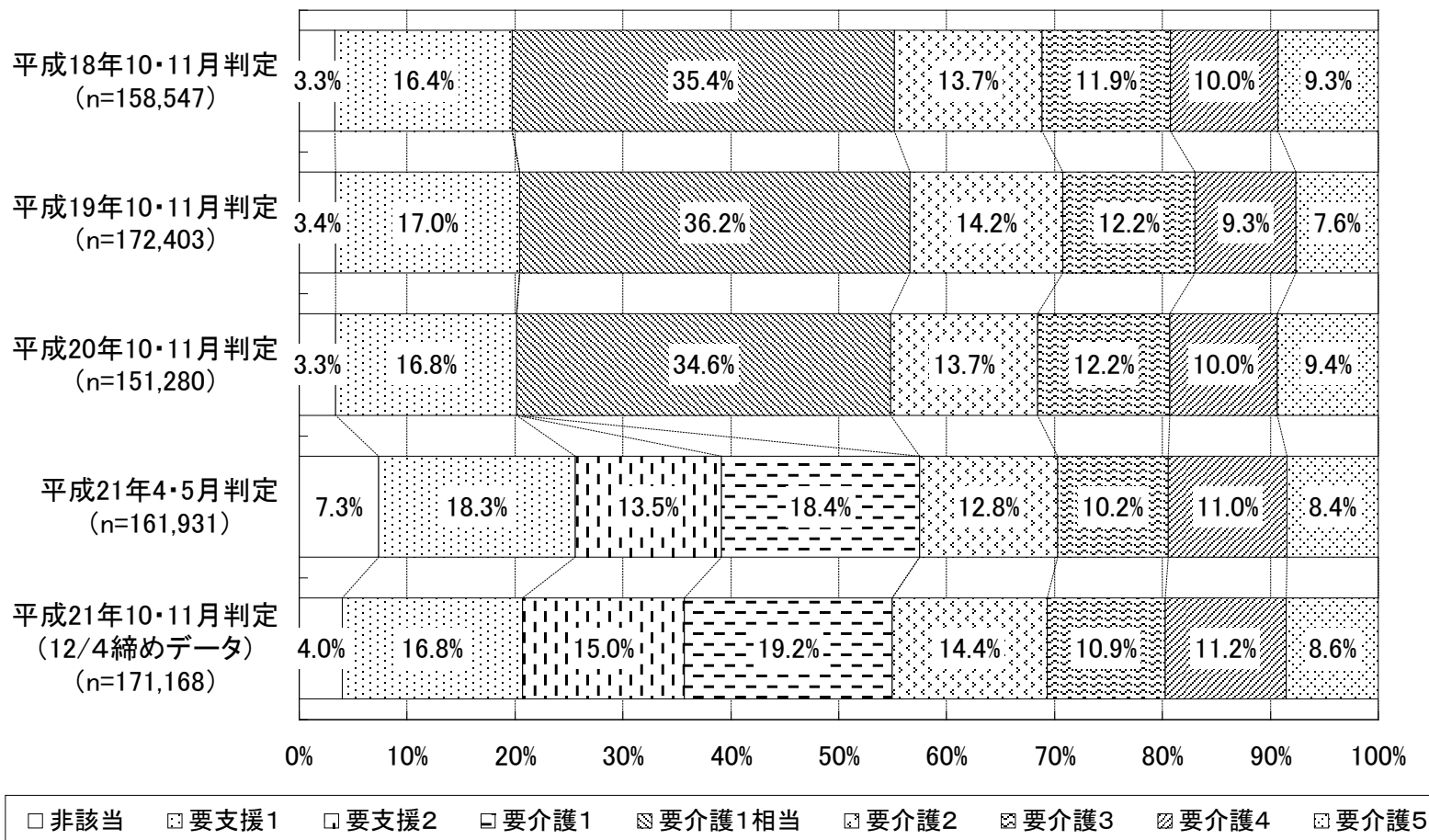
- ・ 報告市町村数           1,396 市町村（1,800市町村中）
- ・ 集計対象申請者数       171,168 件

- また、平成18年～平成20年の各年の10・11月申請分及び平成21年4・5月申請分（経過措置適用前）については、前述の平成21年10・11月申請分と同条件で、かつ同数程度の対象者を抽出し、集計を行った。
- さらに、都道府県や各市町村等に対して、認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修の状況について調査した「研修実施状況調査」（概要は別紙のとおり）の結果を用いて、研修への参加率が高く、要介護認定テキストの改訂のポイント等について重点的に説明した市町村等について、別途集計を行った。

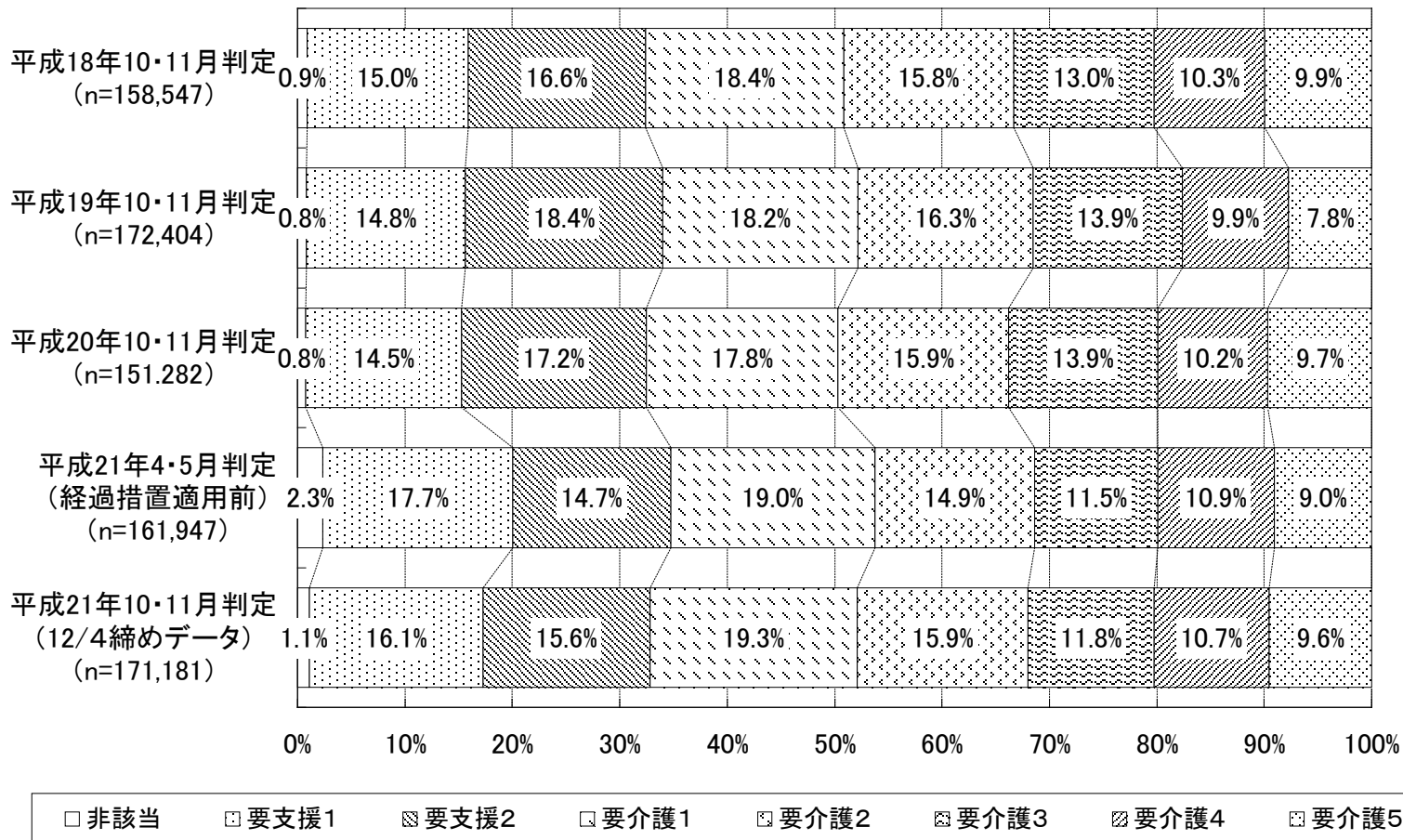
注 同条件の比較を行うため、各年とも、4月～9月に新規に申請し、非該当と判定され、10月以降に再申請を行った者については、除外して集計を行った。

# 判定結果の要介護度区分の比較

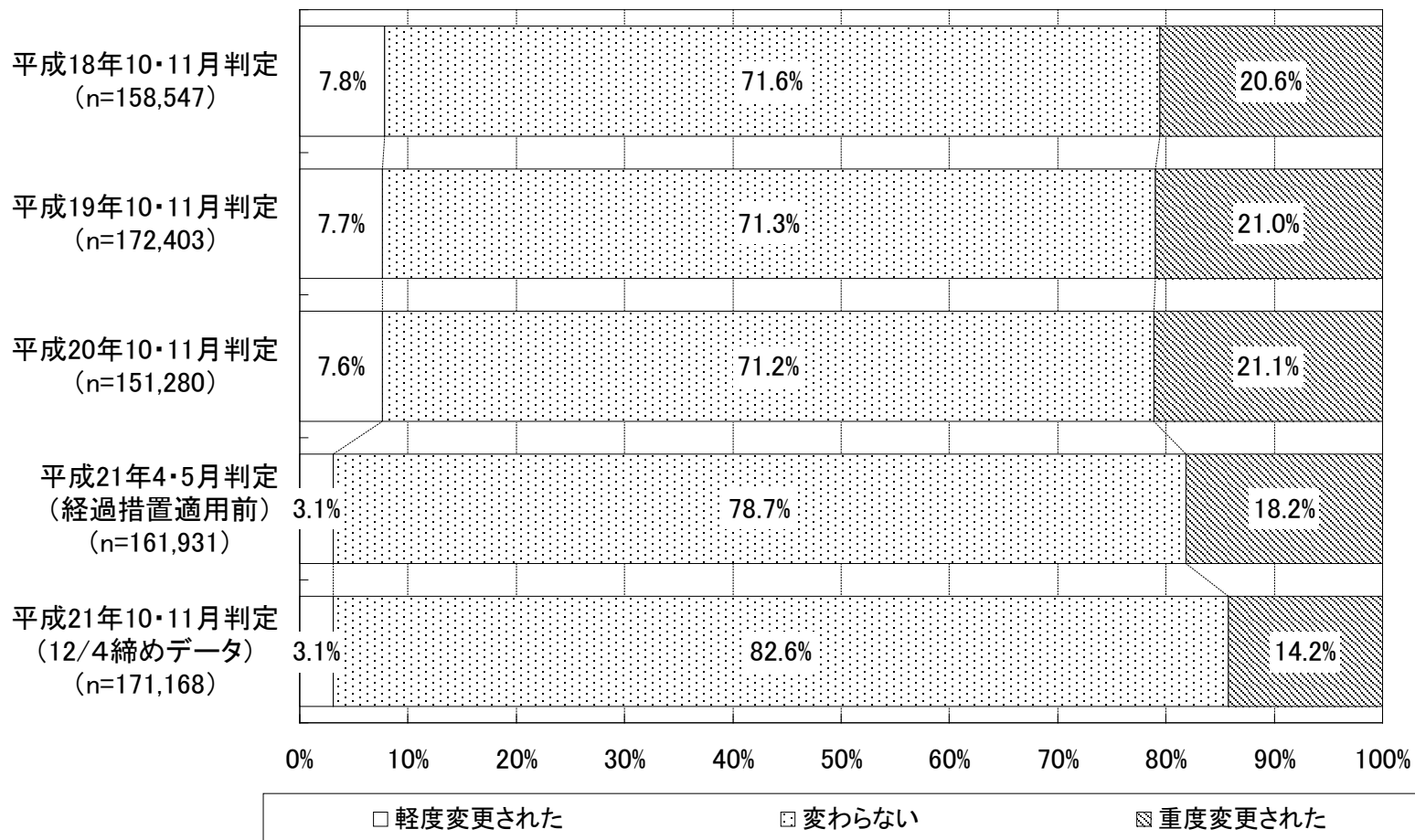
# 一次判定結果の要介護度区分の比較 (全体)



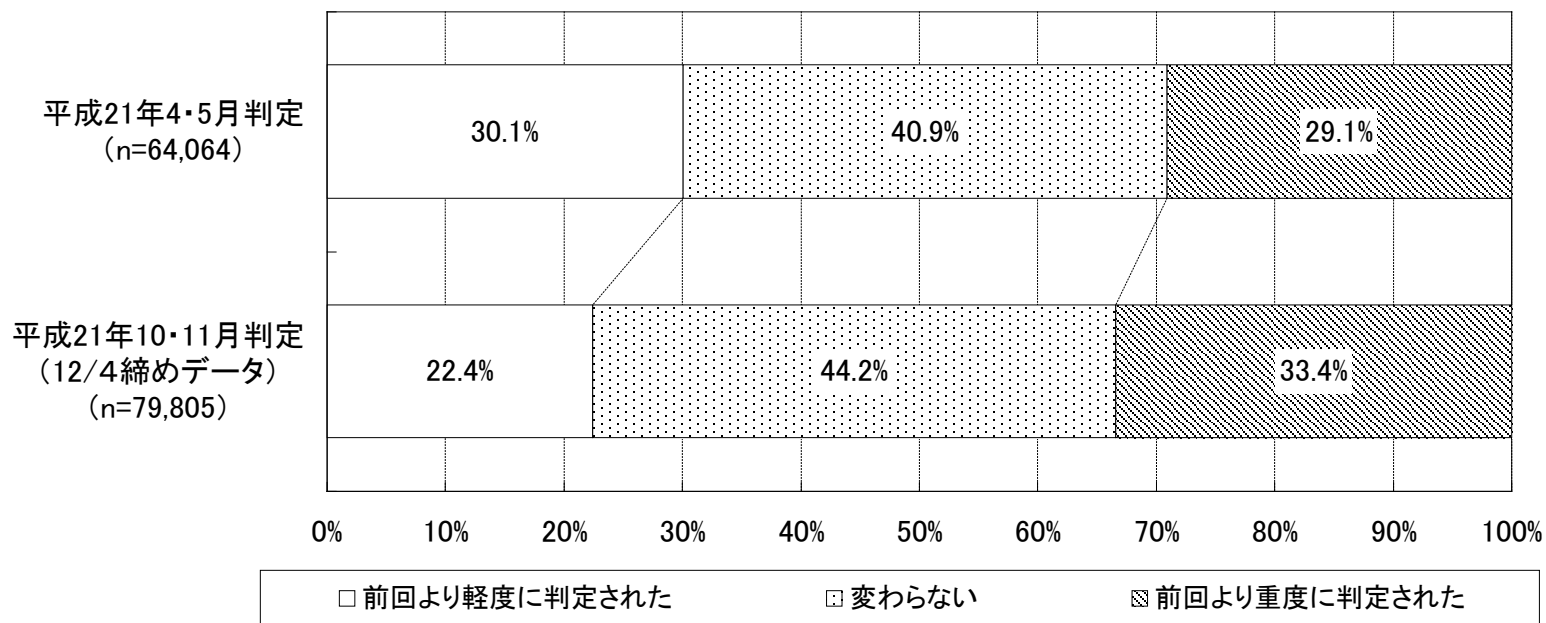
# 二次判定結果の要介護度区分の比較 (全体)



# 二次判定での一次判定結果の変更割合の比較 (全体)

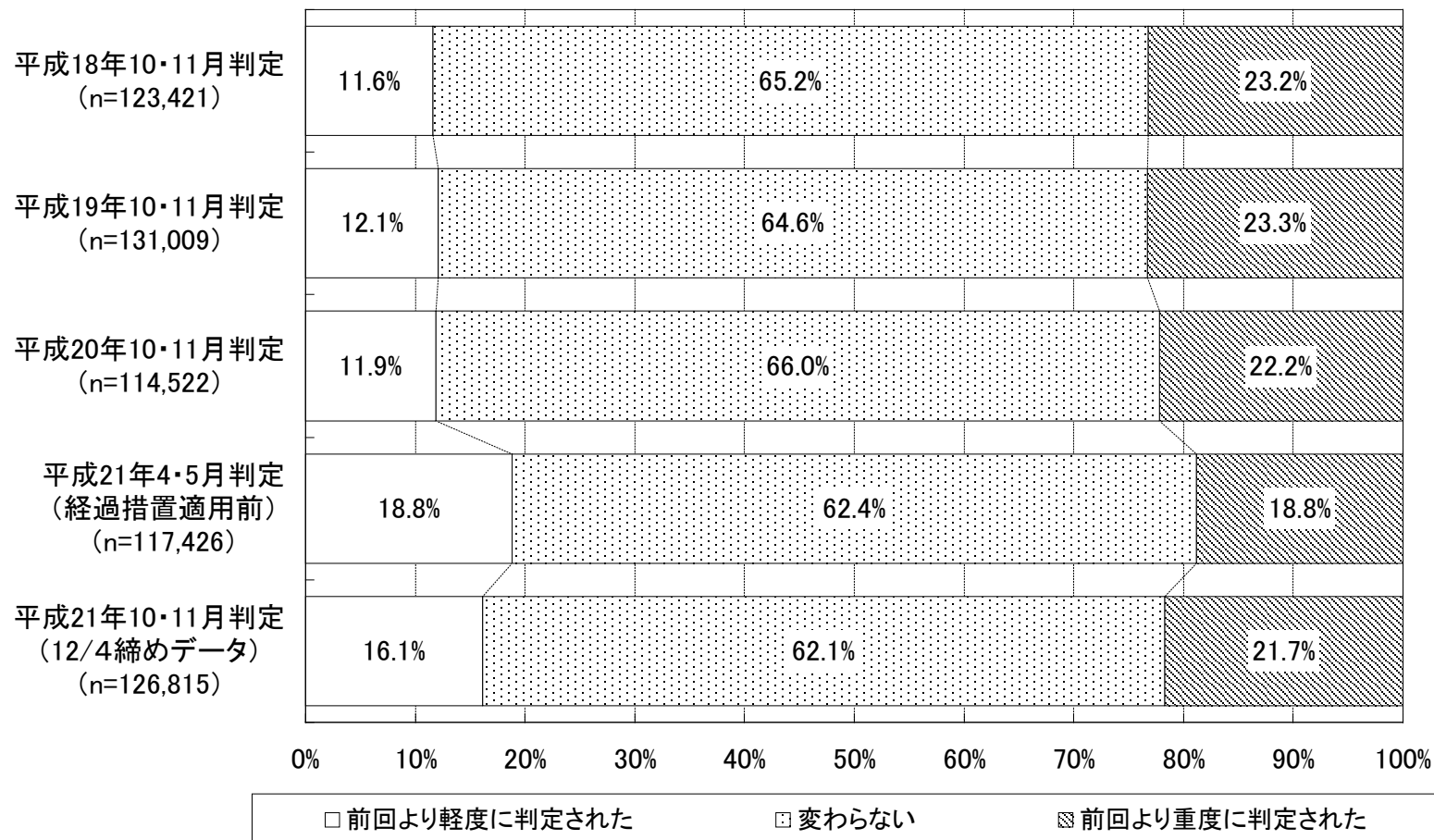


# 更新申請者における一次判定結果の 更新前一次判定結果との比較(全体)



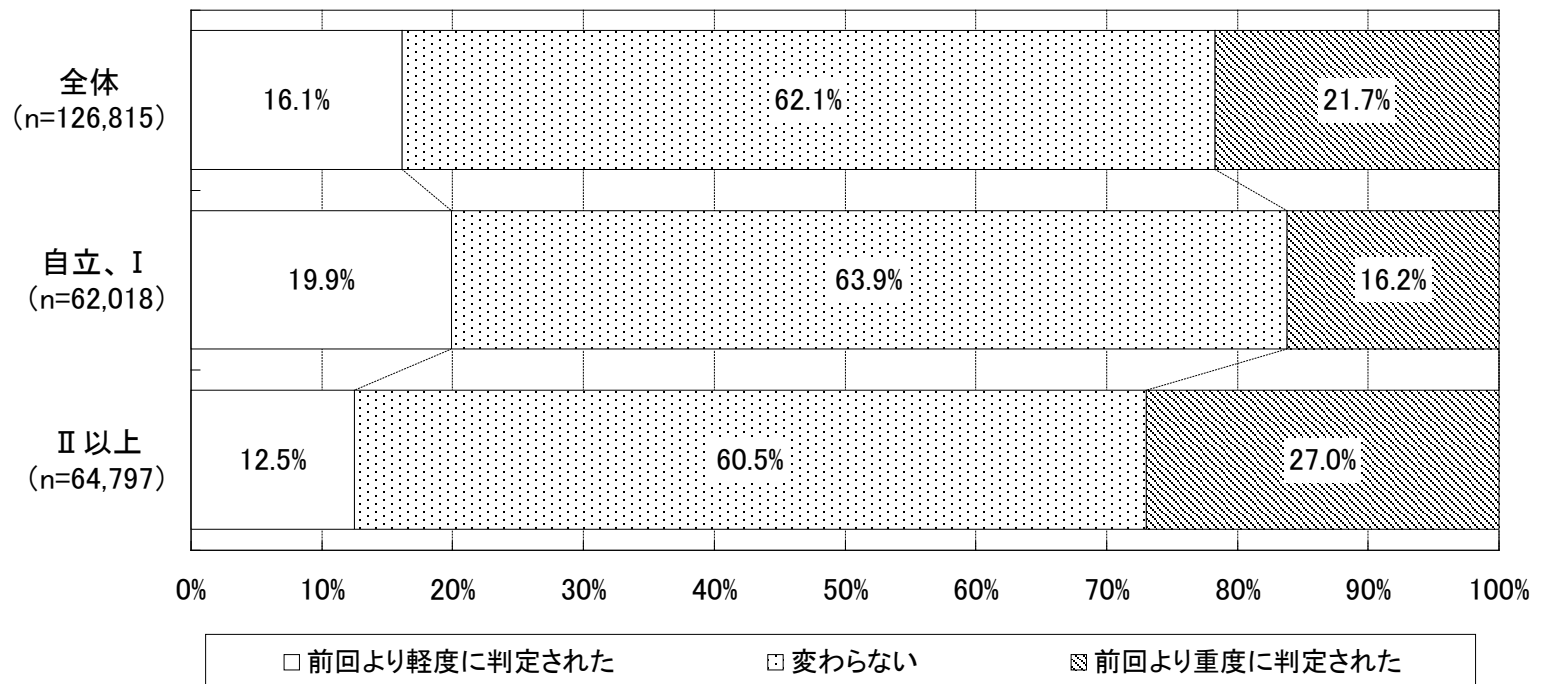


# 更新申請者における二次判定結果の 更新前二次判定結果との比較(全体)



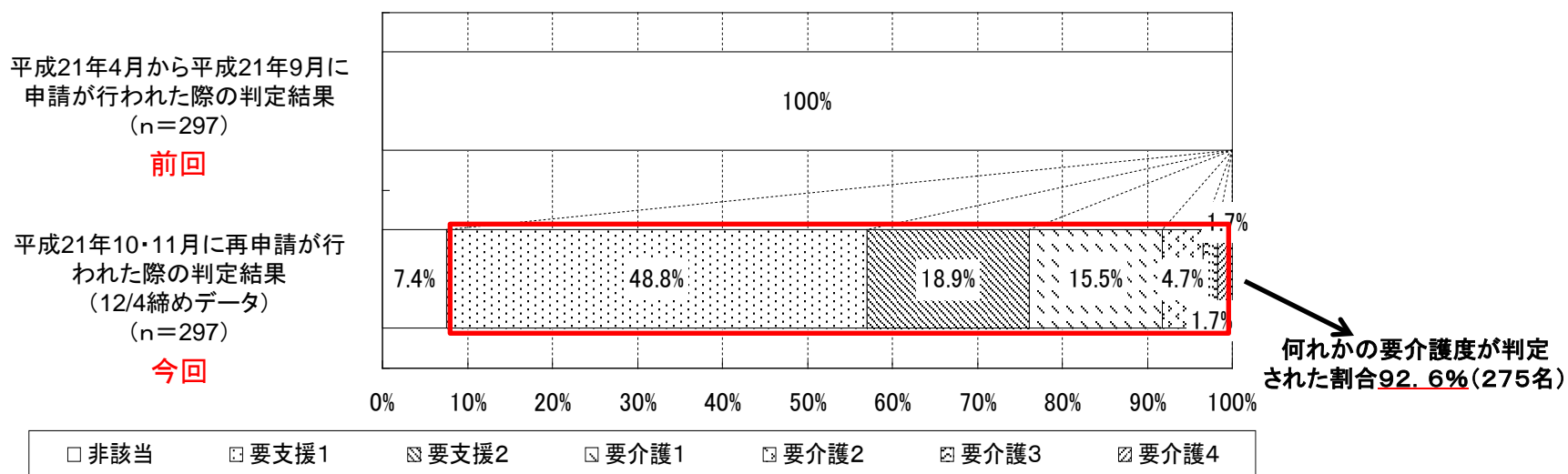
# 認知症高齢者自立度の分類でみた更新申請者における 二次判定結果の更新前二次判定結果との比較

(平成21年10・11月判定)



平成21年4月から9月に申請し、非該当とされた者で、  
その後、10月以降に再申請を行った者の集計結果

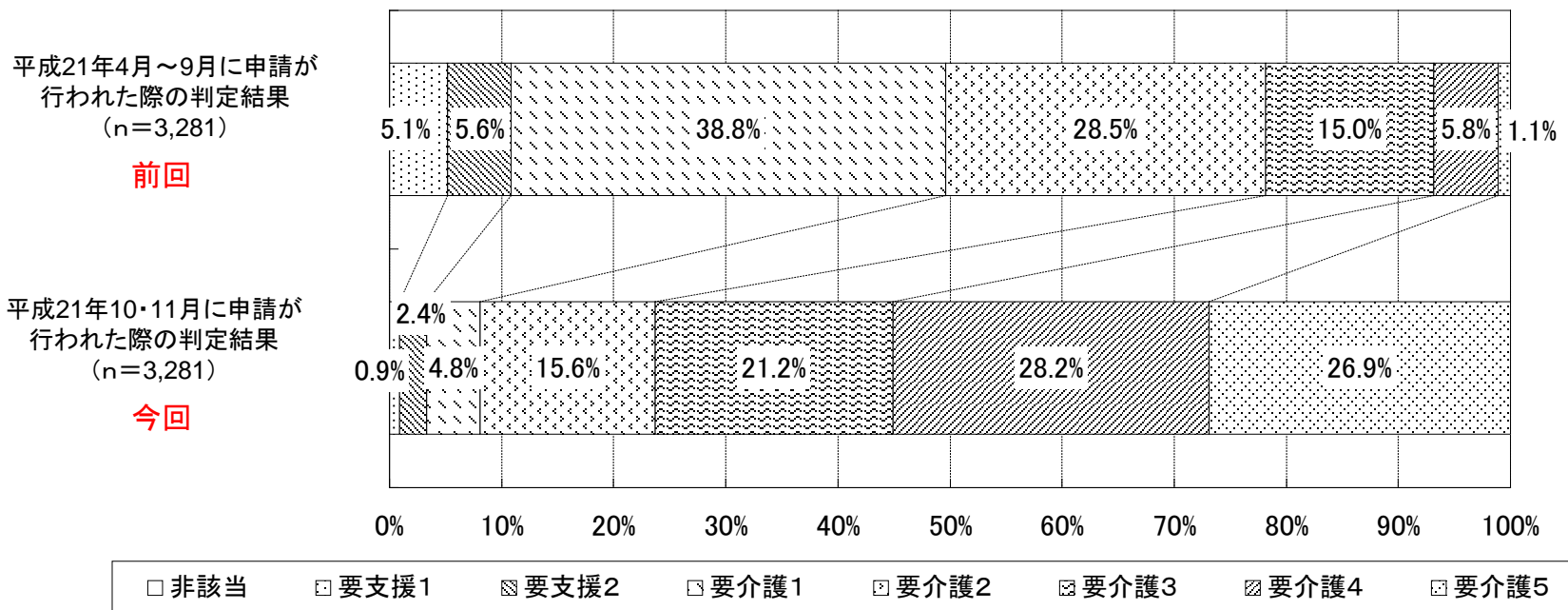
# 平成21年4月から9月に申請し、非該当とされた者で、その後、10月以降に再申請を行った者の、前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較



※ 平成21年10・11月の再申請者のうち、前回平成21年4月1日～9月30日の間に申請のあった者の集計を行った。

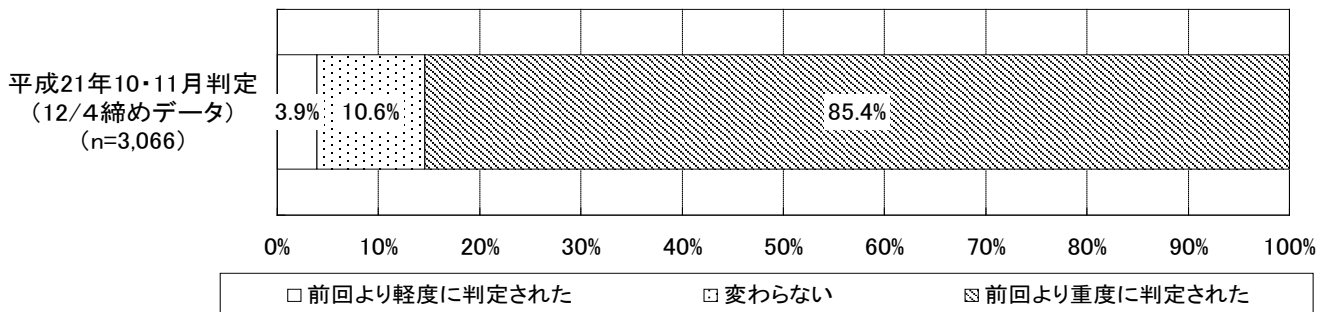
平成21年4月から9月に申請した者で、その後、  
10月以降に区分変更申請を行った者の集計結果

# 平成21年4月から9月に申請した者で、その後、10月以降に区分変更申請を行った者の、前回の二次判定結果と今回の二次判定結果の比較

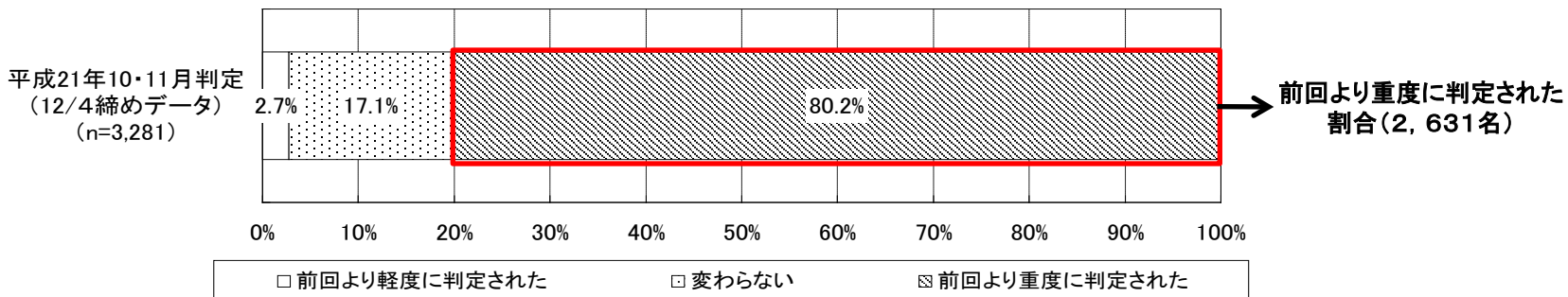


# 平成21年4月から9月に申請した者で、その後、10月以降に区分変更申請を行った者の、今回の判定結果と前回の判定結果(平成21年4月～9月)との比較

## 【一次判定結果】



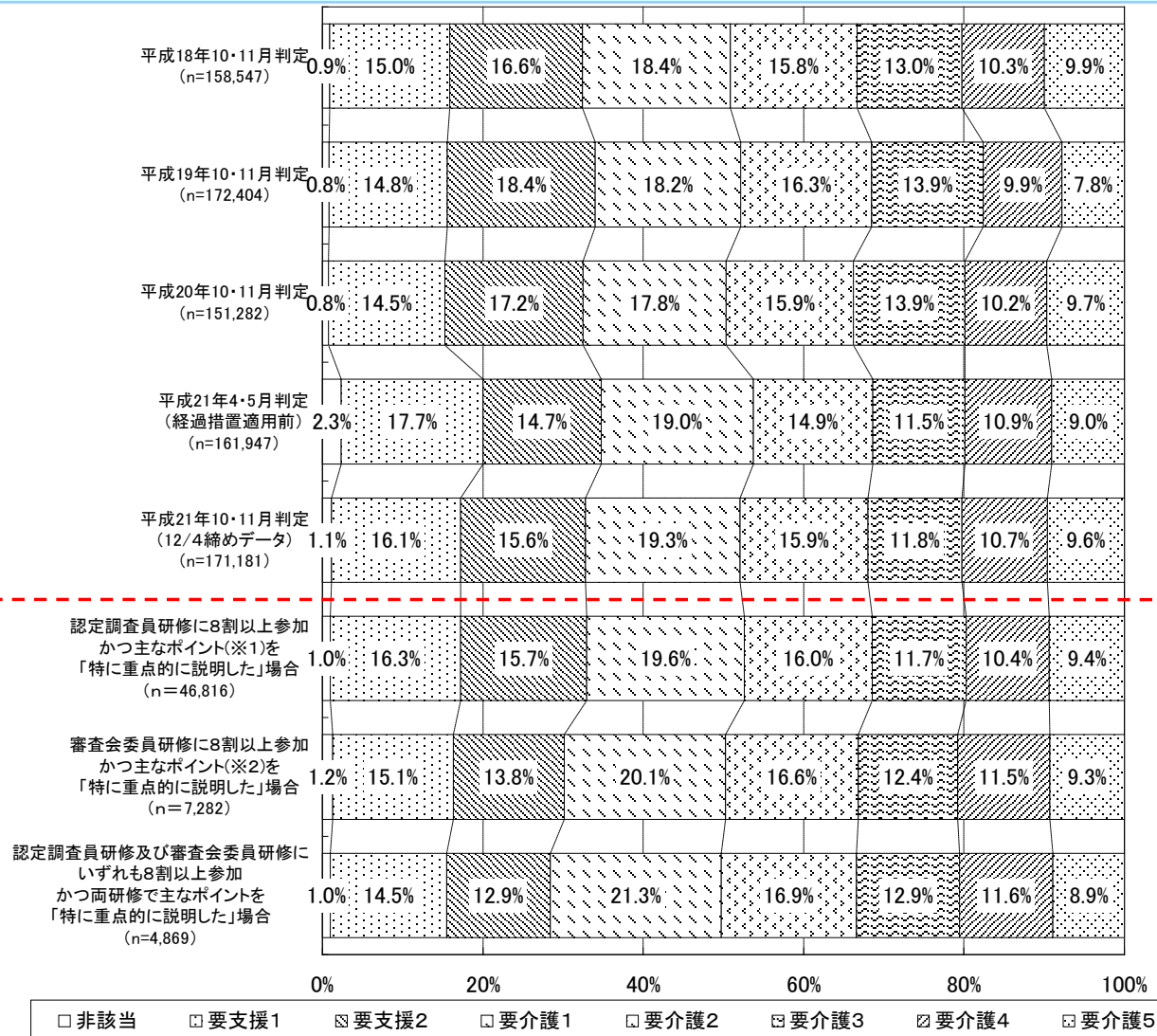
## 【二次判定結果】



二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)  
(研修実施状況調査の結果をふまえた集計)



# 二次判定結果の要介護度区分の比較(全体) (研修実施状況調査の結果をふまえた集計)



(※1) 認定調査員研修における5つのポイント全て

(※2) 審査会委員研修における3つのポイント全て